

新型コロナウイルスに関するお知らせ

感染拡大防止にご協力いただきありがとうございます。日常生活と感染拡大防止対策を両立させていくため、引き続きご協力をお願いします。

がんばろう さいたま！ みんなで取り組もう新しい生活様式

引き続き、身体的距離の確保やマスクの着用、手洗いなど、「新しい生活様式」の実践をお願いします。詳しくは、厚生労働省のホームページをご覧ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_newlifestyle.html



発熱などの症状がある場合は

受診の前に医療機関に電話で相談を！

医療機関により、感染症予防のために診察の時間帯などを分けている場合があります。事前に受診方法を確認してください。



受診するときは、
必ずマスクを
着用してください

受診方法を確認するには

■ 県ホームページを見る

新型コロナウイルス感染症やインフルエンザなど発熱患者等の診療・検査を行う県内医療機関(埼玉県指定診療・検査医療機関)の一覧が掲載される予定です。診察時間や受診方法などを確認できます。



■ 電話で連絡する

埼玉県指定診療・検査医療機関などに直接、受診の相談・予約などをしてください。

相談する医療機関に迷うときは、埼玉県受診・相談センターに電話してください。

埼玉県受診・相談センター

TEL 762・8026【日曜日を除く 9時～17時30分】、**FAX 816・5801**

※上記以外の時間は、県民サポートセンターへ。**TEL 0570・783・770**(24時間)、**FAX 830・4808**



懇親会などが増える季節に

～会食の際の注意点～

大人数又は長時間の飲食や飲酒を伴う懇親会などは、感染リスクが高まります。次のことに注意しましょう。



- ・ 飲食する際は、
 - ① 少人数・短時間で
 - ② なるべく普段一緒にいる人と
 - ③ 深酒・はしご酒などは控え、適度な酒量で
- ・ 箸やコップなどは使い回さない
- ・ 斜め向かいに座る(正面や真横はなるべく避ける)
- ・ 会話をするときはなるべくマスクを着用する
- ・ 適切な換気など感染症対策をしているお店を選ぶ
- ・ 体調が悪い人は参加しない

問合せ | 地域医療課 **TEL 829・1292**、**FAX 829・1967**

各種支援を実施しています



新型コロナウイルスの影響により、支払いや納付などが難しいときは、各種支援を受けられる場合があります。それぞれ手続きや対象要件がありますので、詳しくは、市ホームページ又は各問合せへ。

種別		内容	問合せ	
個人向け支援	給付			
	住居確保給付金	離職等により住居を喪失又はその恐れがある場合、求職活動を行うことなどを要件に、一定期間、家賃相当額(上限あり)を家主等に直接支給します。	生活自立・仕事相談センター (各区福祉課内)	
	傷病手当金 (国民健康保険・後期 高齢者医療制度)	令和2年1月1日～12月31日に新型コロナウイルスに感染した、又は発熱などの症状で感染が疑われ、会社等を休んだことで給与収入が得られなかった方を対象に支給します。	各区保険年金課	
	ひとり親世帯 臨時特別給付金	収入が減少したひとり親世帯を対象に支給します。※所得の制限があります。	子育て支援政策課 ☎829・1270、☎829・1960	
	生活福祉資金貸付制度に おける特例貸付	休業等により収入が減少した世帯を対象に、貸付制度の特例措置を実施しています。※電話で相談を受け付けています。	市社会福祉協議会(コロナ貸付窓口) ☎050・5491・0234、☎755・9528 【月～金曜日(祝・休日を除く)9時～16時】	
事業者向け支援	持続化給付金	売上が減少した事業者を対象に、事業全般に広く使える給付金を支給します。申請期限:令和3年1月15日(金)	持続化給付金事業コールセンター ☎0120・279・292 【土曜日、祝・休日を除く、8時30分～19時】	
	家賃支援給付金	売上が減少した事業者を対象に、地代・家賃(賃料)の負担を軽減する給付金を支給します。申請期限:令和3年1月15日(金)	家賃支援給付金コールセンター ☎0120・653・930 【土曜日、祝・休日を除く、8時30分～19時】	
	生産性革命推進事業 効果促進補助金	国が行う「ものづくり補助金」、「IT導入補助金」、「小規模事業者持続化補助金」の交付を受ける市内事業者を対象に、自己負担額の一部を補助します。	経済政策課 ☎829・1362、☎829・1944	
	緊急特別資金融資 (新型コロナウイルス対応)	市内事業者を対象に、利率年0.7%、8,000万円を上限に融資の申込みを受け付けます。	(公財)市産業創造財団 ☎851・6391、☎851・6392 【月～金曜日(祝・休日を除く)8時30分～17時】	
	中小企業小口資金融資	利率を年1.2%から0.6%に引き下げました。また、既往債務を借換可能にしました。		
	創業支援資金融資	利率を年0.8%から0.6%に引き下げました。		
猶予・減免・控除	市税等	市税等の猶予	事業等に係る収入が大幅に減少(前年同期比で概ね20%以上)するなど一定の要件を満たした場合、無担保かつ延滞金なしで、1年間徴収猶予します。	各市税事務所納税課 北部☎646・3081、☎646・3121 南部☎829・1732、☎829・1964
		固定資産税・ 都市計画税の軽減	厳しい経営環境にある中小事業者などを対象に、令和3年度分の固定資産税・都市計画税を軽減します。	固定資産税課 ☎829・1576、☎829・1986
		軽自動車税の軽減	購入時に支払う環境性能割を軽減する特例措置を令和3年3月31日まで延長します。	
		個人市民税 等の控除	寄附金 控除 住宅ローン 控除	中止や延期などとなった一定のイベントについて、払戻しを受けなかったチケット代金等を個人市民税等の寄附金控除の対象とします。 住宅建設の遅延などにより、令和2年12月末までに入居ができなかった場合でも、3年12月末までに入居するなど、一定の要件を満たすときは同等の控除を受けられます。
	各種保険料(税)	国民健康保険税の減免	一定程度の収入が減少した方などを対象に、減免します。	
		後期高齢者医療保険料の減免・猶予	一定程度の収入が減少した方などを対象に、減免・納付猶予します。	各区保険年金課
		国民年金保険料の免除・猶予	一定程度の収入が減少した方などを対象に、免除・納付猶予します。 ※申請には所得の申立書(臨時特例用)の添付が必要です。また、学校側の都合で在学証明書などが添付できない場合でも、学生納付特例の申請を受け付けます。	各年金事務所 大宮☎652・3399、☎652・4700 浦和☎831・1638、☎833・7019 春日部☎737・7112、☎737・7039 各区保険年金課
		介護保険料の減免・猶予	事業収入等が減少(前年の30%以上)するなど、一定の要件を満たす方を対象に、減免・納付猶予します。	各区高齢介護課
	公共料金	水道料金・下水道 使用料の猶予	支払いが困難な場合は、支払いを猶予します。	水道局電話受付センター ☎665・3220、☎665・5536 各水道営業所 北部☎714・9905、☎653・0089 南部☎714・9916、☎832・2899
		その他の公共料金	支払いが困難な場合は、各事業者へ相談してください。	加入・契約している各事業者

新型コロナウイルス感染症対策のための寄附を受け付けています

新型コロナウイルスの影響を受けている方への支援などに活用します。

問合せ

財政課
☎829・1155
☎829・1974



11月13日時点の情報をもとに作成しています。